

国 水 水 第 3 4 7 号
環 水 大 管 発 2601285 号
令 和 8 年 1 月 28 日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長
環境省水・大気環境局環境管理課長
（ 公 印 省 略 ）

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法等の
一部改正について」の留意事項について

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。）により、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）に基づく水道施設の技術的基準に係る資機材等の材質に関する試験方法は、資機材等の材質に関する試験（平成12年厚生省告示第45号。以下「資機材等試験方法告示」という。）により、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に基づく給水装置の構造及び材質の基準に係る試験方法は、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号。以下「給水装置試験方法告示」という。）により、それぞれ定められているところですが、令和8年1月28日付けで公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件」（令和8年環境省告示第5号）、「資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件」（令和8年国土交通省・環境省告示第1号）、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件」（令和8年国土交通省・環境省告示第2号）をもってその一部が改正され、令和8年4月1日から適用されることとなりました。

この改正を踏まえ、下記のとおり、適用に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしましたので、御了知の上、貴管内の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者に対する周知指導について、よろしくお願ひします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であること並びに国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

記

第1 検査方法告示の改正に伴う留意事項

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）について、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）が水質管理目標設定項目から水質基準項目に引き上げられたことを踏まえて、PFOS及びPFOAの検査法を検査方法告示に追加するとともに、昨今の分析技術を取り巻く環境の変化から見直しが必要とされた検査方法について、所要の改正を行った。

これらの改正に係る留意事項は次のとおりである。

- 1 別表第6の2により水銀を含めた一斉分析を行う場合、検査時に生じる廃液には水銀が含有されているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や都道府県の条例等に基づき適切に処分をすること。
- 2 別表第14において、改正した検量線の作成で濃度を段階的にした溶液についてはメチルアルコールの割合を4v/v%以下で調製すること。
- 3 別表第45の試薬のPFOS及びPFOA標準原液について、塩（例えばナトリウム塩やカリウム塩）としての濃度を基に調製しても差し支えない。ただし、その場合はPFOS及びPFOAともに酸（ $C_8HF_{17}O_3S$ 及び $C_8HF_{15}O_2$ ）としての濃度に換算して報告することに留意すること。
- 4 別表第45において、混合内部標準液とPFOS及びPFOA混合標準液を冷凍保存で6か月保存可能としたが、保存する場合は使用の都度標準液の液面管理を行い、揮散などが無いことを確認すること。
- 5 別表第45の前処理について、固相カラムを洗浄した後、窒素ガスを通気して固相カラムを乾燥させる操作において、通気する窒素の不純物による汚染のおそれがあることから、窒素の品質（グレード）に留意すること。
- 6 PFOS及びPFOAについては合算値で基準に適合しているかを評価することになるが、PFOSとPFOAそれぞれの経年の推移を把握して水質管理に活用させるなどの観点から、PFOSとPFOAの濃度を個別に記録すること。
- 7 水質検査の信頼性の確保に関しては、厚生労働省健康局水道課長通知「水道法施行規則の一部改正について」（平成23年10月3日付け健水発第1003第1～4号）のとおり通知しているところであるが、このうちPFOS及びPFOAの検査費用については、これまでの水質基準項目と比較して高額になることが想定されることから、水道事業者等が委託する水質検査機関の選定に当たり一定の価格競争が生じる場合においても、必要な費用を確保したうえで、適切な委託契約となるように努めることを周知指導すること。

第2 関係通知等の改正

- 1 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）の一部改正について
同通知の別添1、別添4及び別添5を、別紙1新旧対照表のとおり改正したこと。
- 2 厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成16年2月9日付け健水発第0209001号）の一部改正について
同通知別添1を別紙2新旧対照表のとおり改正したこと。
- 3 厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」（平成16年2月9日付け健水発第0209003号）の一部改正について
同通知別添1を別紙3新旧対照表のとおり改正したこと。
- 4 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」（平成12年3月31日付け衛水第21号）の一部改正について
同通知別添「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドライン」について、別紙4新旧対照表のとおり改正したこと。

第3 適用日

令和8年4月1日から適用すること。

別紙1

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>別添1 新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否 (略)</p> <p>注1～2 (略)</p> <p>注3 <u>上水道事業及び水道用水供給事業においては、注2のとおり。</u>簡易水道及び専用水道においては、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。</p> <p>注4～7 (略)</p>	<p>別添1 新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否 (略)</p> <p>注1～2 (略)</p> <p>注3 簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。</p> <p>注4～7 (略)</p>

<p>別添 4</p> <p>水質管理目標設定項目の検査方法</p> <p>(平成15年10月10日付け健水発第1010001号) (最終改正 令和8年1月28日)</p> <p>環境省水・大気環境局 環境管理課</p>	<p>別添 4</p> <p>水質管理目標設定項目の検査方法</p> <p>(平成15年10月10日付け健水発第1010001号) (最終改正 令和7年6月30日)</p> <p>環境省水・大気環境局 環境管理課</p>
<p>—目次—</p> <p>目標 1～31 (略)</p> <p>別添方法 1～4 (略)</p> <p><u>別添方法 4 の 2 連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法</u></p> <p>別添方法 5～25 (略)</p> <p>別紙 1～3 (略)</p> <p>※ 本紙中、「検査方法告示」は平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正令和8年環境省告示第5号)「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」をいい、「残留塩素検査方法告示」は平成15年厚生労働省告示第318号(最終改正令和4年厚生労働省告示第133号)「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」をいう。</p>	<p>—目次—</p> <p>目標 1～31 (略)</p> <p>別添方法 1～4 (略) (新規)</p> <p>別添方法 5～25 (略)</p> <p>別紙 1～3 (略)</p> <p>※ 本紙中、「検査方法告示」は平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正令和7年環境省告示第25号)「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」をいい、「残留塩素検査方法告示」は平成15年厚生労働省告示第318号(最終改正令和4年厚生労働省告示第133号)「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」をいう。</p>
<p>目標 1 アンチモン 第 1～3 (略)</p> <p><u>第 4 連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法</u> <u>別添方法 4 の 2 に定める方法</u></p> <p>目標 2 ウラン 第 1～2 (略)</p>	<p>目標 1 アンチモン 第 1～3 (略) (新規)</p> <p>目標 2 ウラン 第 1～2 (略)</p>

<p>第3 <u>連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法</u> <u>別添方法4の2に定める方法</u></p> <p>目標3 ニッケル 第1～3 (略)</p> <p>第4 <u>連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法</u> <u>別添方法4の2に定める方法</u></p> <p>目標5～16 (略)</p> <p>目標17 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) 第1～3 (略)</p> <p>第4 <u>連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法</u> <u>検査方法告示の別表第6の2に定める方法</u> 第5～6 (略)</p> <p>目標18 マンガン 第1～3 (略)</p> <p>第4 <u>連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法</u> <u>検査方法告示の別表第6の2に定める方法</u></p> <p>目標19～26 (略)</p> <p>目標27 ランゲリア指数 計量法 1～3 (略) 4 試験操作 (1)カルシウムイオンの試験検査方法告示の別表第4、別表第5、<u>別表第6</u>、<u>別表第6の2</u>又は別表第20の例による。 (2)～(4) (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>目標3 ニッケル 第1～3 (略) (新規)</p> <p>目標5～16 (略)</p> <p>目標17 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) 第1～3 (略) (新規)</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>目標18 マンガン 第1～3 (略) (新規)</p> <p>目標19～26 (略)</p> <p>目標27 ランゲリア指数 計量法 1～3 (略) 4 試験操作 (1)カルシウムイオンの試験検査方法告示の別表第4、別表第5、<u>別表第6</u>又は別表第20の例による。 (2)～(4) (略)</p>
--	--

<p>目標28～29 (略)</p> <p>目標30 アルミニウム及びその化合物 第1～3 (略)</p> <p><u>第4 連続流れ分析—誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法</u> <u>検査方法告示の別表第6の2に定める方法</u></p>	<p>目標28～29 (略)</p> <p>目標30 アルミニウム及びその化合物 第1～第3 (略) (新規)</p>
<p><u>別添方法1～4 (略)</u></p> <p><u>別添方法4の2 連続流れ分析—誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法</u> <u>ここで対象とする項目は、アンチモン、ウラン及びニッケルである。</u></p> <p><u>1 試薬</u></p> <p><u>(1) 精製水</u> <u>別表第6の1(1)の例による。</u></p> <p><u>(2) 硝酸</u></p> <p><u>(3) 塩酸</u></p> <p><u>(4) 硝酸(1+1)</u></p> <p><u>(5) 硝酸(1+160)</u></p> <p><u>(6) 塩酸(1+1)</u></p> <p><u>(7) 塩酸(1+3)</u></p> <p><u>(8) 内部標準原液</u> <u>検査方法告示の別表第6の1(2)の例による。</u></p> <p><u>(9) 混合内部標準液</u> <u>検査方法告示の別表第6の1(3)の例による。</u></p> <p><u>(10) アンチモン標準原液</u> <u>別添方法4の1(9)の例による。</u></p> <p><u>(11) ウラン標準原液</u> <u>別添方法4の1(10)の例による。</u></p> <p><u>(12) ニッケル標準原液</u></p>	<p>別添方法1～4 (略) (新規)</p>

別添方法4の1(11)の例による。

(13) 金属類混合標準液

別添方法4の1(12)の例による。

2 器具及び装置

検査方法告示の別表第6の2(1)及び(2)の例による。

3 試料の採取及び保存

検査方法告示の別表第3の3の例による。

4 試験操作

(1) 前処理

検水(検水に含まれるそれぞれの対象物質の濃度が表1に示す濃度範囲の上限値を超える場合には、同表に示す濃度範囲になるように精製水を加えて調製したもの)を採り、試料採取のときに加えた量を含めて硝酸を検水100mlに対して1mlの割合となるように加えた後、塩酸を検水100mlに対して0.2mlの割合となるように加え、連続流れ分析装置に導入し、沸騰しないように圧力(例えば0.11MPa～0.15MPa程度)をかけて、100℃以上の温度を40分間以上保持する。冷後、混合内部標準液を試験溶液の内部標準物質濃度がおおむね0.005～0.5mg/Lとなるよう一定量加えたものを試験溶液とする。

ただし、濁りがある場合は、ホモジナイザー、ミキサー等で懸濁物質を破碎し、均一にさせたものを連続流れ分析装置に導入する。

なお、混合内部標準液は、前処理の任意の段階での添加でもよい。

(2) 分析

上記(1)で得られた試験溶液を誘導結合プラズマ質量分析装置に導入し、表1に示すそれぞれの金属の質量数及び内部標準物質の質量数のイオン強度を測定し、内部標準物質に対するそれぞれの金属のイオン強度比を求め、下記5により作成した検量線から上記(1)で加えた硝酸、塩酸及び内部標準液の量による補正を加えて、試験溶液中のそれぞれの金属の濃度を求め、検水中のそれぞれの金属の濃度を算定する。

表1 金属類の濃度範囲及び質量数

金属類	濃度範囲 (mg/L)	質量数
アンチモン	<u>0.0001~0.004</u>	<u>121、123</u>
ニッケル	<u>0.001~0.04</u>	<u>58、60、62</u>
ウラン	<u>0.0001~0.04</u>	<u>238</u>
ベリリウム ※		<u>9</u>
コバルト ※		<u>59</u>
ガリウム ※		<u>71</u>
イットリウム ※		<u>89</u>
インジウム ※		<u>115</u>
タリウム ※		<u>205</u>

※印は内部標準物質である。

5 検量線の作成

金属類標準原液又は金属類混合標準液をそれぞれメスフラスコ4個以上に採り、試験溶液と同じ割合となるように硝酸、塩酸及び混合内部標準液を加え、次いで精製水を加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。以下上記4(1)及び(2)と同様に操作して、それぞれの金属の濃度とイオン強度比との関係を求める。

なお、混合内部標準液の添加は、試験溶液と同様とする。

別添方法5～25 (略)

別紙1 水質管理目標設定項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として目標値の10分の1まで測定すること。この場合において、目標値の10分の1付近における値の変動が、下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

別添方法5～25 (略)

別紙1 水質管理目標設定項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として目標値の10分の1まで測定すること。この場合において、目標値の10分の1付近における値の変動が、下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項	目	目 標 値	検 査 方 法	変動係数	項	目	目 標 値	検 査 方 法	変動係数
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L 以下	水素化物発生-原子吸光度法 水素化物発生-ICP法 ICP-MS法 <u>連続流れ分析-ICP-MS法</u>	10% 10% 10% <u>10%</u>	1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L 以下	水素化物発生-原子吸光度法 水素化物発生-ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10%
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L 以下 (暫定)	ICP-MS法 固相抽出-ICP法 <u>連続流れ分析-ICP-MS法</u>	10% 10% <u>10%</u>	2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L 以下 (暫定)	ICP-MS法 固相抽出-ICP法	10% 10%
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L	フレイムレス-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法 <u>連続流れ分析-ICP-MS法</u>	10% 10% 10% <u>10%</u>	3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L	フレイムレス-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10%
4~16	(略)	(略)	(略)	(略)	4~16	(略)	(略)	(略)	(略)
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下	フレイム-原子吸光度法 ICP法 <u>ICP-MS法</u> <u>連続流れ分析-ICP-MS法</u> イオンクロマトグラフ法 滴定法	10% 10% <u>10%</u> <u>10%</u> 10% 10%	17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下	フレイム-原子吸光度法 ICP法 イオンクロマトグラフ法 滴定法	10% 10% 10% 10%
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L 以下	フレイムレス-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法 <u>連続流れ分析-ICP-MS法</u>	10% 10% 10% <u>10%</u>	18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L 以下	フレイムレス-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10%

19～29	(略)	(略)	(略)	(略)
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 ICP法 ICP—MS法 <u>連続流れ分析—ICP—MS法</u>	10% 10% 10% <u>10%</u>
31	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2～3 (略)

別添5 水質基準項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光度法については4分の1）まで測定すること。この場合において、基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光度法については4分の1）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項 目	基準値	検 査 方 法	変動係数
1～19	(略)	(略)	(略)
20	0.00005 mg/L以下	<u>固相抽出—LC—MS法</u>	<u>20%</u>
21～52	(略)	(略)	(略)

19～29	(略)	(略)	(略)	(略)
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10%
31	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2～3 (略)

別添5 水質基準項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光度法については4分の1）まで測定すること。この場合において、基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光度法については4分の1）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項 目	基準値	検 査 方 法	変動係数
1～19	(中略)	(中略)	(中略)
20	0.00005 mg/L以下	<u>二</u>	<u>二</u>
21～52	(略)	(中略)	(中略)

「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209001 号）別添 1 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法 (略)		浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法 (略)	
表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法		表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法	
(略)	(略)	(略)	(略)
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6、同別表第 6 の 2、同別表第 20</u> 又は同別表第 22 に定める方法	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6、同別表第 20</u> 又は同別表第 22 に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
表 2 浸出液の分析方法		表 2 浸出液の分析方法	
カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5、同別表第 6</u> 又は同別表第 6 の 2 に定める方法	カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5</u> 又は同別表第 6 に定める方法
水銀及びその化合物	<u>基準検査方法告示の別表第 6 の 2</u> 又は同別表第 7 に定める方法	水銀及びその化合物	<u>基準検査方法告示の別表第 7</u> に定める方法
セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 6、同別表第 6 の 2、同別表第 8</u> 又は同別表第 9 に定める方法	セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 6、同別表第 8</u> 又は同別表第 9 に定める方法
鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5、同別表第 6</u> 又は同別表第 6 の 2	鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5</u> 又は同別表第 6 に定める方法

	<u>に定める方法</u>
ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第6</u> 、 <u>同別表第6の2</u> 、同別表第10又は同別表第11に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
(略)	(略)
ホウ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第5、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
ナトリウム及びその	基準検査方法告示の別表第3、同別表

ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第6</u> 、同別表第10又は同別表第11に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
(略)	(略)
ホウ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第5又は <u>同別表第6</u> に定める方法
(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
ナトリウム及びその	基準検査方法告示の別表第3、同別表

化合物	第4、同別表第5、 <u>同別表第6</u> 、 <u>同別表第6の2</u> 又は同別表第20に定める方法
マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
(略)	(略)

別紙方法1～5 (略)

化合物	第4、同別表第5、 <u>同別表第6</u> 又は同別表第20に定める方法
マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
(略)	(略)

別紙方法1～5 (略)

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209003 号）別添 1 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法 (略)		浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法 (略)	
表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法		表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法	
(略)	(略)	(略)	(略)
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6、同別表第 6 の 2、</u> 同別表第 20 又は同別表第 22 に定める方法	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6、同別表第 20</u> 又は同別表第 22 に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
表 2 浸出液の分析方法		表 2 浸出液の分析方法	
カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 6 の 2 に定める方法</u>	カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法</u>
水銀及びその化合物	<u>基準検査方法告示の別表第 6 の 2 又は同別表第 7 に定める方法</u>	水銀及びその化合物	<u>基準検査方法告示の別表第 7 に定める方法</u>
セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 6、同別表第 6 の 2、</u> 同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法	セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 6、同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法</u>
鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 6 の 2</u>	鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法</u>

	に定める方法
ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第6</u> 、 <u>同別表第6の2</u> 、同別表第10又は同別表第11に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
ナトリウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5、 <u>同別表第6</u> 、 <u>同別表第6の2</u> 又は同別表第20に定める方法

ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第6</u> 、同別表第10又は同別表第11に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
ナトリウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5、 <u>同別表第6</u> 又は同別表第20に定める方法

マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5、同別表第6又は同別表第6の2に定める方法</u>	マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5又は同別表第6に定める方法</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

別紙 4

「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」（平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 21 号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(略)	(略)
(別添) 水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン	(別添) 水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン
平成16年 3 月 (最終改正令和 8 年 1 月)	平成16年 3 月 (最終改正令和 5 年 3 月)
<u>環境省水・大気環境局環境管理課</u>	<u>厚生労働省医薬・生活衛生局水道課</u>
目次 (中略)	目次 (中略)
改正履歴	改正履歴
平成18年3月30日 健水発第0330001号	平成18年3月30日 健水発第0330001号
平成19年3月30日 健水発第0330001号	平成19年3月30日 健水発第0330001号
平成19年11月15日 健水発第1115002号	平成19年11月15日 健水発第1115002号
平成21年3月6日 健水発第0306002号	平成21年3月6日 健水発第0306002号
平成22年2月17日 健水発0217第 1 号	平成22年2月17日 健水発0217第 1 号
平成23年1月28日 健水発0128第 2 号	平成23年1月28日 健水発0128第 2 号
平成24年 2 月28日 健水発0228第 1 号	平成24年 2 月28日 健水発0228第 1 号
平成26年 3 月31日 健水発0331第 6 号	平成26年 3 月31日 健水発0331第 6 号
平成27年 3 月31日 健水発0331第 6 号	平成27年 3 月31日 健水発0331第 6 号
平成29年 3 月28日 生食水発0328第 1 号	平成29年 3 月28日 生食水発0328第 1 号
令和 2 年 3 月30日 薬生水発0330第 1 号	令和 2 年 3 月30日 薬生水発0330第 1 号
令和 5 年 3 月24日 薬生水発0324第 1 号	令和 5 年 3 月24日 薬生水発0324第 1 号
<u>令和 8 年 1 月28日 環水大管発2601285～2601288号</u>	
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)

3～6 (略)

7 各評価項目ごとの試験方法等

7.1 各評価項目ごとの試験方法
(略)

表2 各評価項目ごとの試験方法一覧

項目	試験方法	告示・通知
カドミウム及びその化合物	フレームレス—原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法、誘導結合プラズマ—質量分析法又は連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析法	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。)に示す方法
水銀及びその化合物	連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析法又は還元気化—原子吸光度法	同上
セレン及びその化合物	水素化物発生—原子吸光度法、フレームレス—原子吸光度法、誘導結合プラズマ—質量分析法、連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析法又は水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法	同上
鉛及びその化合物	フレームレス—原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法、誘導結合プラズマ—質量分析法又は連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析法	同上

3～6 (略)

7 各評価項目ごとの試験方法等

7.1 各評価項目ごとの試験方法
(略)

表2 各評価項目ごとの試験方法一覧

項目	試験方法	告示・通知
カドミウム及びその化合物	フレームレス—原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法又は誘導結合プラズマ—質量分析法	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。)に示す方法
水銀及びその化合物	還元気化—原子吸光度法	同上
セレン及びその化合物	水素化物発生—原子吸光度法、フレームレス—原子吸光度法、誘導結合プラズマ—質量分析法又は水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法	同上
鉛及びその化合物	フレームレス—原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法又は誘導結合プラズマ—質量分析法	同上

ヒ素及びその化合物	水素化物発生一原子吸光度法、フレイムレス一原子吸光度法、誘導結合プラズマ質量分析法、連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析法又は水素化物発生一誘導結合プラズマ発光分光分析法	同上	ヒ素及びその化合物	水素化物発生一原子吸光度法、フレイムレス一原子吸光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は水素化物発生一誘導結合プラズマ発光分光分析法	同上
六価クロム化合物	フレイムレス一原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法、誘導結合プラズマ質量分析法又は連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析法	同上	六価クロム化合物	フレイムレス一原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	同上
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分光分析法、誘導結合プラズマ質量分析法又は連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析法	同上	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	同上
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	フレイムレス一原子吸光度法、フレイム一原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法、誘導結合プラズマ質量分析法又は連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析法	同上	亜鉛及びその化合物	フレイムレス一原子吸光度法、フレイム一原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	同上
鉄及びその化合物	フレイムレス一原子吸光度法、フレイム一原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法、誘導結合プラズマ質量分析法又は連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析法	同上	鉄及びその化合物	フレイムレス一原子吸光度法、フレイム一原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	同上
銅及びその化合物	フレイムレス一原子吸光度法、フレイム一原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法、誘導結合プラズマ質量分析法又は連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析法	同上	銅及びその化合物	フレイムレス一原子吸光度法、フレイム一原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	同上
マンガン及びその化合物	フレイムレス一原子吸光度法、フレイム一原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法、誘導結合	同上	マンガン及びその化合物	フレイムレス一原子吸光度法、フレイム一原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法又は誘導結	同上

物	プラズマ質量分析法又は連続流れ分析ー誘導結合プラズマ質量分析法	
(略)	(略)	(略)
アンチモン及びその化合物	水素化物発生ー原子吸光度法、誘導結合プラズマ質量分析法、連続流れ分析ー誘導結合プラズマ質量分析法又は水素化物発生ー誘導結合プラズマ発分光分析法	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について(平成15年10月10日付健水発第1010001号)に示す方法
ウラン及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法、固相抽出ー誘導結合プラズマ発分光分析法又は連続流れ分析ー誘導結合プラズマ質量分析法	同上
ニッケル及びその化合物	フレイムレスー原子吸光度法、誘導結合プラズマ発分光分析法、誘導結合プラズマ質量分析法又は連続流れ分析ー誘導結合プラズマ質量分析法	同上
(略)	(略)	(略)
バリウム及びその化合物	フレイムレスー原子吸光度法、誘導結合プラズマ発分光分析法、誘導結合プラズマ質量分析法又は連続流れ分析ー誘導結合プラズマ質量分析法	7.2.2による
モリブデン及びその化合物	フレイムレスー原子吸光度法、誘導結合プラズマ発分光分析法、誘導結合プラズマ質量分析法又は連続流れ分析ー誘導結合プラズマ質量分析法	7.2.1による
(略)	(略)	(略)

7.2 (略)

物	合プラズマ質量分析法	
(略)	(略)	(略)
アンチモン及びその化合物	水素化物発生ー原子吸光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は水素化物発生ー誘導結合プラズマ発分光分析法	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について(平成15年10月10日付健水発第1010001号)に示す方法
ウラン及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法又は固相抽出ー誘導結合プラズマ発分光分析法	同上
ニッケル及びその化合物	フレイムレスー原子吸光度法、誘導結合プラズマ発分光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	同上
(略)	(略)	(略)
バリウム及びその化合物	フレイムレスー原子吸光度法、誘導結合プラズマ発分光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	7.2.2による
モリブデン及びその化合物	フレイムレスー原子吸光度法、誘導結合プラズマ発分光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	7.2.1による
(略)	(略)	(略)

7.2 (略)

<p>7.2.1 モリブデン及びその化合物 モリブデン及びその化合物の試験は、次に示す第1、<u>第2</u>、<u>第3</u>又は<u>第4</u>のいずれかの方法による。 第1～第3 (略) 第4 <u>連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析法別添方法4に定める方法</u></p> <p>7.2.2 バリウム及びその化合物 バリウム及びその化合物の試験は、次に示す第1、<u>第2</u>、<u>第3</u>又は<u>第4</u>のいずれかの方法による。 第1～第3 (略) 第4 <u>連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析法別添方法4に定める方法</u></p> <p>7.2.3～7.2.4 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別添方法1～3 (略) <u>別添方法4 連続流れ分析—誘導結合プラズマ—質量分析法</u> <u>検査方法告示の別表第6の2の例による。</u> <u>ただし、モリブデン及びバリウムの標準原液の調製方法、標準液の濃度及び調製方法、濃度範囲及び測定質量数は次による。</u> (1) <u>モリブデン及びバリウム標準原液</u> <u>「別添方法1 フレームレス—原子吸光度法」の例による。</u> (2) <u>金属類混合標準液</u> <u>「別添方法2 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法」の例による。</u> (3) <u>モリブデン及びバリウムの濃度範囲及び質量数</u> <u>表8による。</u> <u>表8 対象金属の濃度範囲及び質量数</u></p>	<p>7.2.1 モリブデン及びその化合物 モリブデン及びその化合物の試験は、次に示す第1、<u>第2</u>又は<u>第3</u>のいずれかの方法による。 第1～第3 (略) (新規)</p> <p>7.2.2 バリウム及びその化合物 バリウム及びその化合物の試験は、次に示す第1、<u>第2</u>又は<u>第3</u>のいずれかの方法による。 第1～第3 (略) (新規)</p> <p>7.2.3～7.2.4 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別添方法1～3 (略)</p>
--	--

金属類	濃度範囲 (mg/L)	質量数
モリブデン	<u>0.0004~0.02</u>	<u>95、96、98</u>
バリウム	<u>0.004 ~0.2</u>	<u>137、138</u>

参考資料 (略)

参考資料 (略)